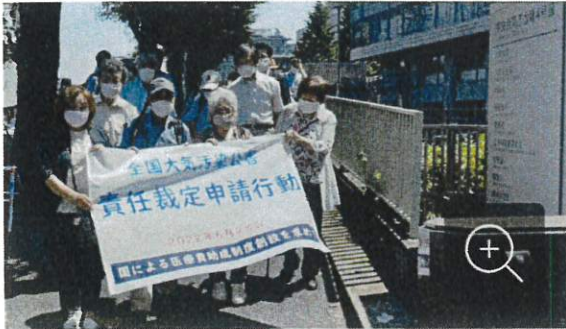


ぜんそく患者150人、公調委に裁定申請 国と自動車7社に賠償求め

社会 | 速報

毎日新聞 | 2022/6/28 12:31 (最終更新 6/28 12:31) 903文字



公害等調整委員会に責任裁定の申請に向かうぜんそく患者ら＝東京都千代田区で2022年6月28日午前9時58分、松本惇撮影

1970年代後半からの自動車の排ガスによる大気汚染でぜんそくを発症したとして、全国の患者約150人が28日、国と自動車メーカー7社を相手取り、計約1億5000万円の損害賠償を求める「責任裁定」を公害等調整委員会（公調委）に申請した。賠償を求めるだけでなく、今回の手続きを通じて国や自動車メーカーの責任を明確にし、全国一律に医療費の自己負担分全額を助成する制度の創設につなげるのが狙い。

責任裁定を申し立てたのは、首都圏のほか愛知県や大阪府などのぜんそく患者計153人で、1人当たり100万円の賠償を求めている。申請人団長の石川牧子さん（66）＝東京都小平市＝は「国は『大気汚染は改善した』と説明するが、今も苦しんでいる患者がいる」と訴える。毎日新聞の取材に対し、環境省は「コメントは差し控える」、トヨタ自動車は「詳細を確認できていないので、コメントは控えさせていただく」としている。

同じ患者らは2019年2月、医療費助成制度の創設を国に要請し、その財源負担を自動車メーカー7社に求める「調停」を公調委に申請した。同年7月以降に11回の調停手続きが行われたが、国は「大気汚染と発症の因果関係は認められない」、自動車メーカー側は「立法作業である制度創設は調停では見込めないので打ち切るべきだ」などと主張。公調委は21年12月、「当事者の主張や考え方に隔たりが大きく、合意が成立する見込みがない」として手続きを打ち切っていた。

責任裁定は、当事者間の合意を目指して非公開で行われる調停と異なり、民事裁判の判決のような法的判断を下す公開の手続き。証拠調べなどをして損害賠償責任の有無や賠償額を判断することになる。